

静岡地方検察庁 御中

## 「藤枝・猫虐待事件」について厳正かつ適切な処分を求める署名

S氏が2009年5月15日、「動物の愛護及び管理に関する法律」違反により書類送検された件。

2008年9月、静岡県藤枝市の新築S家に健康な2匹の猫が迎えられ、たった3日で成猫の命が消え、子猫は動くこともままならない姿となる事件が発生いたしました。

2匹ともに蚤がわき、子猫の顔面は腫れあがり、赤い目、皮膚の黒い斑点、怯えぐったりした様子から家庭内事故とは考えにくく、獣医師の意見を仰ぐこととなりました。 死亡猫の死因は内臓をはじめとする全身の毛細血管損傷によるものと診断されました。 子猫は血液検査等により解毒剤を投与されました。

S夫妻は本件虐待が発覚し、警察の事情聴取や行政の訪問後も、複数人と猫や犬の譲渡交渉をくり返していました。

S氏は猫に対する暴力は自供したもの殺意は認めていないようです。 しかしながら、傷の様子から暴力行為は相当数に及んでいるうえ、本件の前後には、S氏が飼っていた猫や金魚が死に、犬に対する虐待を行ったことが発覚しています。 S氏は常習的に虐待を行っていると思われ、到底供述を信じることはできません。

S妻は死体をみつけただけと供述しているようですが、S夫妻は交代で電話やメールをするなど希望動物の譲渡交渉をしていることが確認されています。

同時期に複数匹を集める行為は、命をもて遊ぶ対象としてかき集め、すぐに死に至らしめる前提であることは明白であり、過失や無関係を装うには無理があります。

たかが猫として看過する事は、S夫妻を増長させる懸念があるうえ、幼い子供に動物虐待を見せていていることを含め、罪の意識が薄く、更なる動物虐待事件やその他犯罪が発生する危険性もあり、我々住民の安心・安全な生活が脅かされる思いです。

動愛法を基に人と動物の共生を目指した動物愛護推進計画には「遺棄・虐待等への行政対応の強化」も具体的な施策に組み込まれています。 御庁におかれましても本件の重大な影響を十分ご理解いただき、住民の平和な生活の維持、再犯防止、今後の同種犯罪を未然に防ぐ警鐘としても、厳正、公正かつ適切な処分をお願い申し上げます。

氏 名	住所＊都道府県から略さずご記入下さい（「　」「同上」は無効となります）

送付先：〒437-1514静岡県菊川市下平川788-1 「テイルズ・アニマルコネクション行」

注：封筒の上書きに「藤枝・猫虐待事件署名」とご記入ください。